1 契 約 書

(候補者⇔契約業者等)

※候補者は、契約書の(写)を契約届出書に添付して提出します。

- 1 選挙運動用自動車使用契約書
 - (ハイヤー方式による自動車、燃料、運転手の一括契約)
- 2 選挙運動用自動車使用契約書(個別方式による自動車の借入れ)
- 3 選挙運動用自動車燃料供給契約書(個別方式による燃料購入)
- 4 選挙運動用自動車運転契約書(個別方式による運転手雇用)
- 5 選挙運動用ポスター作成契約書
- 6 選挙運動用ビラ作成契約書

選举運動用自動車使用契約書【一括契約】

収入割印紙印

日間

発注者(候補者)

(以下「甲」という。)と

運送業者

(以下「乙」という。)は、

令和7年2月9日執行の

選挙 における選挙運動のための自動車の運

円(消費税込)×

送について、次のとおり契約を締結する。

使用 目 的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用 1 2 車種及び登録番号 3 台 台 数 使 月 用 間 令和 年 日から 4 期 令和 年 月 日まで 日間 5 契 約 金 額

内訳

6 請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

1 日

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市には請求できない。

7 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲(候補者)

住 所

氏 名

囙

乙(運送業者)

住 所

氏 名

又は名称

囙

代表者

印

)

(連絡先電話番号:

※ 運送業者が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選举運動用自動車使用契約書【個別契約】

賃借人(候補者)

(以下「甲」という。)と

賃貸人

(以下「乙」という。)は、

令和7年2月9日執行の のとおり契約を締結する。

選挙 における自動車の賃貸借について、次

1 使 用 目 的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号

3 台 数

使 用

4

台

令和

令和

月 日から

月 日まで 日間

5 契約金 額

間

期

内訳 1 目

年

年

円(消費税込)× 日間

6 使用上の義務等

甲は法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を 負う。

7 請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか に支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市に は請求できない。

8 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1 通を保有する。

> 年 月 令和 \exists 甲(候補者)

> > 住 所

氏 名 印

乙(賃貸人)

住 所

氏 名 又は名称

印

代表者

印

(連絡先電話番号:

※ 賃貸人が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載 し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選举運動用自動車燃料供給契約書

発注者(候補者) (以下「甲」という。)と

売主

(以下「乙」という。)は、

令和7年2月9日執行の について、次のとおり契約を締結する。 選挙 における選挙運動用自動車の燃料供給

- 2 供 給 場 所
 所在地

 名 称
- 3 供給を受ける 自動車の登録番号
- 4 金 額

単価1%当り

円(消費税込)とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市に は請求できない。

6 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲(候補者)

住 所

氏 名

印

乙(売 主)

住 所

氏 名

又は名称
印

代表者 印

(連絡先電話番号:

※ 売主が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載 し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選举運動用自動車運転契約書

発注者(候補者) (以下「甲」という。)と

運転手 (以下「乙」という。)は、

令和7年2月9日執行の

選挙 における甲が使用する公職選挙法第1

41条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで 日間

2 契 約 金 額

内訳 1日につき 円 × 日

運転する車両の
 登録番号

4 請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市に は請求できない。

5 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲(候補者)

住 所

氏 名

印

乙(運転手)

住 所

氏 名

又は名称

印

代表者

(連絡先電話番号:

※ 運転手が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載 し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用ポスター作成契約書

収入割 無印

発注者(候補者)

(以下「甲」という。)と

請負者

(以下「乙」という。)は、

令和7年2月9日執行の とおり契約を締結する。 選挙 における印刷物の作成について、次の

公職選挙法第143条第1項第5号に定める選挙運動用ポスター 品 名 1 2 数 量 枚 3 契 約 (単価 円 額 銭 消費税込) 金 令和 年 4 納 入 期 限 月 \exists

5 請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市に は請求できない。

6 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲(候補者)

住 所

氏 名

钔

乙(請負者)

住 所

氏 名

又は名称

印

代表者

印

(連絡先電話番号:

※ ポスター作成業者(請負者)が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用ビラ作成契約書

収入割印紙印

発注者(候補者)

(以下「甲」という。)と

請負者

(以下「乙」という。)は、

令和7年2月9日執行の とおり契約を締結する。 選挙 における印刷物の作成について、次の

公職選挙法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラ 1 品 名 2 数 量 枚 円 3 契約 額 __(単価 銭 消費税込) 金 入 年 月 期 限 令和 日 4 納

5 請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要 な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市に は請求できない。

6 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1 通を保有する。

> 令和 年 月 日 甲(候補者) 住 所 氏 印 名 乙(請負者) 住 所 氏 名 又は名称 印 代表者 印 (連絡先電話番号:

※ ビラ作成業者 (請負者) が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。